

20 cm 以上	30cm 以上
	長期信用銀行代理業者許可票 長期信用銀行代理業 許可番号 金融庁長官（ ） 第 号 （財務（支）局長）  （長期信用銀行代理業者の商号、名称又は氏名）  （所属長期信用銀行の商号）

（記載上の注意）

- 1 「所属長期信用銀行の商号」には、所属長期信用銀行（長期信用銀行法（以下「法」という。）第 16 条の 5 第 3 項に規定する所属長期信用銀行をいう。）の商号を記載すること。二以上の所属長期信用銀行があるときは、すべての所属長期信用銀行の商号を記載すること。
- 2 法第 16 条の 7 に規定する長期信用銀行等が長期信用銀行代理業を営む場合にあつては、許可番号に代えて、同条の規定により長期信用銀行代理業を営む者である旨を表示すること。
- 3 銀行法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 106 号。以下「改正法」という。）附則第 10 条 1 項の規定により改正法の施行日から起算して三月間、法第 16 条の 6 第 1 項の許可を受けず長期信用銀行代理業を営むことができる者にあつては、「長期信用銀行代理業者許可票」の文字を削り、許可番号に代えて、改正法附則第 10 条第 1 項の規定により銀行法第 16 条の 6 第 1 項の許可を受けず銀行代理業を営む者である旨を表示すること。
- 4 改正法附則第 11 条第 1 項の規定により法第 16 条の 6 第 1 項の許可を受けたものとみなされる者にあつては、改正法附則第 11 条第 1 項の規定により許可番号を取得するまでの間は、許可番号に代えて、同項の規定により法第 16 条の 6 第 1 項の許可を受けたものとみなされた長期信用銀行代理業者である旨を表示すること。